

6 経 営 第 1551 号

令和 6 年 10 月 7 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に
対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地における貴金庫支店において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

6 経 営 第 1551 号

令和 6 年 10 月 7 日

一般社団法人全国農業協同組合中央会代表理事会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農業者等においては、農業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

つきましては、農業者等の被害の実情、農業経営への影響等を十分御理解の上、被災地における被害農業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

財 政 第 390 号
6 経 営 第 1551 号
令 和 6 年 10 月 7 日

株式会社日本政策金融公庫

農林水産事業本部営業推進部長 佐古 吉照 殿

財務省大臣官房政策金融課長 大江 賢造
農林水産省経営局金融調整課長 宮田 龍栄

令和6年9月20日からの大雨による災害に係る当面の貸付業務について（依頼）

貴公庫におかれては、日頃より、天災による被害農林漁業者等に対するきめ細かい配慮を行っていただいているものと承知していますが、特に今般の令和6年9月20日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き個別事業者の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、対応方よろしく願いいたします。

また、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨について、周知をお願いいたします。

財 政 第 390 号
6 経 営 第 1551 号
令 和 6 年 10 月 7 日

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 牧元 幸司 殿

財務省大臣官房政策金融課長 大江 賢造
農林水産省経営局金融調整課長 宮田 龍栄

令和6年9月20日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する保証・保険業務につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和6年9月20日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

6 経 営 第 1551 号

令和 6 年 10 月 7 日

全国農業信用基金協会協議会会長理事 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農業者等に対する保証業務につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農業者等においては、農業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

つきましては、貴会の会員である農業信用基金協会において、農業者等の被害の実情、農業経営への影響等を十分御理解の上、被災地における被害農業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、周知をお願いいたします。

6 経 営 第 1551 号

令和 6 年 10 月 7 日

各 地 方 農 政 局 経 営 ・ 事 業 支 援 部 長 （ 別 記 参 照 ） 殿

経 営 局 就 農 ・ 女 性 課 長

経 営 局 金 融 調 整 課 長

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

この度の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農業者等においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところである。

このため、被害農業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更について、引き続き農業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、関係機関に対して別添写しのとおり依頼したところであるが、貴職においても、貴管下で被害のあった都府県を区域とする信用農業協同組合連合会に対し、この措置が図られるよう適切に指導するとともに、貴管下で被害のあった都府県に対して当該都府県が所管する信用事業を行う農業協同組合を指導するよう要請されたい。

また、既往の就農支援資金及び農業改良資金に関しても被害の実情に応じて償還猶予等の適切な対応がなされるよう、併せて、都府県に対して要請されたい。

別記

東北農政局経営・事業支援部長

関東農政局経営・事業支援部長

北陸農政局経営・事業支援部長

東海農政局経営・事業支援部長

近畿農政局経営・事業支援部長

中国四国農政局経営・事業支援部長

九州農政局経営・事業支援部長

6 経 営 第 1551 号

令和 6 年 10 月 7 日

北海道農政部長 殿

経営局就農・女性課長

経営局金融調整課長

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

この度の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農業者等においては、農業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

このため、被害農業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き農業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、関係機関に対して別添写しのとおり依頼しましたので、貴職においても、所管する信用事業を行う農業協同組合において、これらの措置が図られるよう御配慮をお願いします。

また、既往の就農支援資金及び農業改良資金に関しても被害の実情に応じて償還猶予等の適切な対応がなされるよう、併せて、御配慮をお願いします。

6 経 営 第 1551 号

令和 6 年 10 月 7 日

一般社団法人全国銀行協会会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

6 経 営 第 1551 号

令和 6 年 10 月 7 日

一般社団法人第二地方銀行協会会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

6 経 営 第 1551 号

令和 6 年 10 月 7 日

一般社団法人全国地方銀行協会会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

6 経 営 第 1551 号

令和 6 年 10 月 7 日

一般社団法人全国信用金庫協会会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

6 経 営 第 1551 号

令和 6 年 10 月 7 日

一般社団法人全国信用組合中央協会会長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等においては、農林漁業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

つきましては、農林漁業者等の被害の実情、農林漁業経営への影響等を十分御理解の上、被災地において被害農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして引き続き被害農林漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

府 沖 振 第 311 号
財 政 第 390 号
6 経 営 第 1551 号
令和 6 年 10 月 7 日

沖縄振興開発金融公庫 総務部長 崎山 美香 殿

内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当） 鈴木 啓嗣
財務省大臣官房政策金融課長 大江 賢造
農林水産省経営局金融調整課長 宮田 龍栄

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る当面の貸付業務について（依頼）

貴公庫におかれては、日頃より、天災による被害農林漁業者等に対するきめ細かい配慮を行っていただいているものと承知していますが、特に今般の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農林漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き個別事業者の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、対応方よろしく願いいたします。

また、本店、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨について、周知をお願いいたします。

6 経 営 第 1551 号

令和 6 年 10 月 7 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省 経営局就農・女性課長

経営局金融調整課長

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）

この度の令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害に係る被害を受けた農業者等においては、農業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

このため、被害農業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き農業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、関係機関に対して別添写しのとおり依頼しましたので、貴職においても、所管する信用事業を行う農業協同組合において、これらの措置が図られるよう特段の御配慮をお願いします。

また、既往の就農支援資金及び農業改良資金に関しても被害の実情に応じて償還猶予等の適切な対応がなされるよう、特段の御配慮をお願いします。